措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部、会計課							
種類	随時監査							
監 査 日	令和	2	年	10	月	23	日	
提出日(最新提出日)	令和	3	年	4	月	28	日	
担当	行政部 行政課(TEL 214-4904)							

指摘事項	措 置 状 況
(行政部、会計課) 1 源泉所得税の未納付及び過納付について 所得税法第183条第1項は、「給与等の支払をする者は、その支払の際、その総収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定している。しかしながら、平成27年12月に徴収した源泉所得税のうち11,685円が、平成30年12月に徴収した源泉所得税のうち204円が納付されていなかった。また、平成30年4月に納付した源泉所得税のうち8,960円が正当税額を超えて納付されたままになっていた。今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。	